

欧州デジタル市場法の意義と課題

○杉崎弘 (SUGISAKI Hiroshi)

Keywords : 競争法、デジタル市場法、DMA、プラットフォーム、支配的地位の濫用規制

1 目的

本研究の目的は、昨年 EU で成立した欧州デジタル市場法（以下、DMA）とこれに特にかかわる EU 機能条約（以下、機能条約）102 条（支配的地位の濫用規制）との関係を明らかにし、EU に DMA が導入された意義と残された課題を明らかにして、わが国への示唆を得ることにある。

わが国には DMA に直接対応する法制度は存在しない。そのため、DMA に対応する法制度をわが国に導入すべきかを議論する余地はある。本報告は、この問いに答えるための予備作業として位置づけられる。

2 方法

本研究の調査・分析方法は、DMA の意義と課題を明らかにすることを通じて、DMA に対応する法制度をわが国に導入することの是非を検討するうえで前提となる知見を獲得する、というものである。具体的には、DMA について執筆された英独仏語文献を収集・参照し、規制の構造、対象、条件及び制裁という 4 つの観点から DMA と機能条約 102 条とを比較することを出発点として、EU に DMA が導入された意義を明らかにし、さらに、DMA がはらむ課題（問題点）をも明らかにする、というものになる。

3 結果

DMA と機能条約 102 条の規制範囲は相当程度重複している。こうした状況にもかかわらず、DMA が導入されたのは、法執行を迅速化するためであったと考えられる。EU に DMA が導入されたポイントは、ほぼこの点に尽きるといっても過言ではない。

まず、DMA が一定の義務を課す名宛人は、事前に（具体的に）委員会によって特定される。したがって、機能条約 102 条のように、行為者が名宛人に該当するかどうか——関連する市場を定義し、行為者が支配的地位を有するかどうか——を事後的に評価する必要はない。

次に、DMA は義務の内容を具体的に特定し、限定列挙する。そこには、解釈によって内容を特定することが要求される「濫用」（機能条約 102 条）のように、抽象度の高い文言は含まれていない（ようにみえる）。

他方で、DMA には問題も残されている。それは、第一に、DMA の規制対象を捕捉するうえで、対象となる行為の主体を「ゲートキーパー」に限定することが適切かどうか、という問題である。つまり、DMA は事業規模を参照して「ゲートキーパー」を定義しているが、こうした方法は必ずしも適切ではないのではないかと、ということである。加えて、DMA は複雑な経済エコシステムを把握するのに適したものとなっているか、という問題もある。

4 結論

以上により、DMA には相応の意義が認められる一方で、課題も残した法制度になっていると考えられる。わが国の法制度（特に独占禁止法）には、そもそも支配的地位の濫用規制が存在しないという事情もふまえて、DMA の意義と課題を克服する形で、わが国に最適な法制度を構築していくことが重要である。

【主要参考文献】

- ・ P. AKMAN, “Regulating competition in digital platform markets: A critical assessment of the framework and approach of the EU Digital Markets Act”, *European law review*, 2022.
- ・ S. HORN et A. SCHMALENBERGER, “Kartellrechtsnahe Regulierung von Gatekeepern-der Digital Markets Act”, *Kommunikation Recht*, 2022.
- ・ D. Bosco, “À propos du concept de ‘contrôleur d’accès’ dans le DMA”, *Revue des droits de la concurrence*, 2022 (3).